

監査委員意見書

令和2年3月27日

広島県監査委員

目 次

定例監査の結果

1 令和元年度定例監査の結果	1 P
----------------	-----

意 見

1 委託契約における公平性, 競争性及び透明性の一層の確保について	2 P
2 公有財産の管理に関する事務処理について	2 P
3 行政文書の適正管理について	2 P
4 内部統制制度の推進について	3 P
5 事務処理の簡略化・効率化について	4 P
6 事業効果等の検証について	4 P
(1) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の今後の在り方について	
(2) 地域医療再生計画等に基づく事業の効果検証について	
7 海洋プラスチックごみ対策について	5 P

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況	6 P
------------------	-----

別紙1 令和元年度定例監査の結果報告(年度のまとめ)について	7 P
--------------------------------	-----

別紙2 監査結果に対する措置等の状況	9 P
--------------------	-----

定例監査の結果

1 令和元年度定例監査の結果

令和元年度は、県の機関 79 機関、財政的援助団体等 38 団体に対し定例監査を実施した。

その結果、指摘事項 69 件、改善を求める事項 24 件、検討要請事項 20 件となっており、依然として不適切な事務処理等が多数あった。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	79	38	52	19	18	89
財政的援助団体等	38	11	17	5	2	24
合 計	117	49	69	24	20	113

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(別紙1「令和元年度定例監査の結果報告(年度のまとめ)について」参照
7ページ)

意見

1 委託契約における公平性、競争性及び透明性の一層の確保について

委託契約の事務処理については、競争入札の実施により、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

しかし、一連の業務を、合理的な理由なく2件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由に競争入札を実施していない事案が複数あった。

こうした事務処理は、意図的に競争入札を回避したと受け取られかねない事案であり、再発防止に向けてチェック機能の強化のみならず、組織のコンプライアンス意識向上に努めていただきたい。

2 公有財産の管理に関する事務処理について

公有財産については、県民の大切な資産を有効に活用するとともに、毀損することなく適切に管理する必要がある。

しかし、財産台帳等への登録漏れや誤りは、継続して多数発生しており、本年度監査を実施した県の機関の11%を占める9機関で指摘事項等があった。

また、平成30年度決算審査の過程において、財産の登録漏れが判明し、「歳入歳出決算書及び附属書」の内容を修正する事態が発生した。

これらは、担当者の制度に対する知識不足に加え、登録誤り等を防止する仕組みが有効に運用されておらず、誤り等を発見することが困難になっていることによるものと考えられる。

また、こうした機能不全は、公有財産の事務の総括を行う財産管理課による指導監督が十分ではないことが一因と考えられる。

このため、財産管理課の責任のもと、チェック体制の不備や制度の周知不足を解消し、更なる公有財産管理の適正化に努めていただきたい。

3 行政文書の適正管理について

行政文書は、行政を適正かつ効率的に運営するとともに、県の活動を県民に説明する責任を果たすため、適正に管理しなければならない。

しかし、平成30年3月に情報開示請求に対する不適切な取扱いが発覚し、昨年度の意見書等において、文書の適切な作成・管理の徹底を求めたところである。

県では昨年度、全職員を対象に研修会を行っているが、本年度実施した監査においては、次のとおり、行政文書の管理について不適切な事案が発生していることから、行政文書の適正管理の徹底を図っていただきたい。

- (1) 交付金の支出事務において、条例に規定された支払期限を経過しないよう、收受した文書に、実際の收受日とは異なる日付を記載しているものがあった。
- (2) 契約締結事務において、起案の決裁後、契約書の案文を変更し、決裁を受けた内容とは異なる契約書を施行していた。
- (3) 保存年限が満了していない賃借契約に係る起案文書の所在が不明となっているものがあった。
- (4) 貸付物品の契約書の所在が不明となっているものがあった。

4 内部統制制度の推進について

本年度実施した監査においては、これまでに述べた不適切な事務処理のほか、

- ・ 受注業者から、請求額空欄の記名押印された請求書を事前に預かり、業務履行後、職員が請求書に金額等を記入していた事案
- ・ 払戻し手続により回収された未使用の海田大橋回数通行券を、消印等の処理を行わず、かつ保管庫に施錠せず保管していた事案やレターパックを金庫ではなく倉庫に保管していた事案

などが見受けられた。

また、平成30年度土地造成事業会計決算においては、予算科目に誤りが判明した。

さらに、商工労働局における申請書の偽造や紛失、決裁手続の不備、西部工業技術センターの設備利用料金の過徴収、健康福祉局における任意団体の会費の私的流用などの事案も発生している。

これらの多くは、職員のコンプライアンスや誠実に職務を遂行しようとする姿勢が希薄になっていることが原因であると思われる事案であり、令和2年度から導入される内部統制制度を有効に機能させるためには、組織の意識改革が不可欠である。

このため、知事が先頭に立って組織のコンプライアンスに対する意識醸成等に努め、来年度からの内部統制の取組を推進していただきたい。

5 事務処理の簡略化・効率化について

不適切な事務処理の発生防止に当たっては、チェック機能の強化を図ることなどに加え、リスクの回避や職員の事務の軽減という観点から、複雑な事務処理自体の簡略化・効率化を図ることが必要である。

例えば、庁舎貸付に係る電気代については、実際の使用量を庁舎全体の使用量で按分して算出しているが、これを、短時間の使用や小口の電気機器等については定額制に変更するなど、算出方法の簡略化、事務の効率化を検討していただきたい。

6 事業効果等の検証について

事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるが、次のとおり、費用対効果に課題があるものや事業効果が十分発揮されていない事業が見受けられた。経済性、効率性、有効性の観点から適切に事業の効果検証を行い、事業の在り方検討や見直し・改善を図っていただきたい。

(1) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の今後の在り方について

公益財団法人広島県男女共同参画財団への事業費補助等を行う「男女共同参画拠点づくり推進事業」については、事業費総額の半分以上を事務所の借受料が占めている。

については、同財団が男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくために、現在の事務所に入居し続ける必要性について、5年間の借受期間内に、費用対効果の観点から事業の検証を行い、同財団の今後の在り方について検討していただきたい。

(2) 地域医療再生計画等に基づく事業の効果検証について

地域医療再生計画については、平成21年度にスタートし、その後、新たな計画も策定され、がん医療体制の充実や医師の偏在解消など様々な取り組みを行ってきた。

しかし、計画に基づき実施された事業の中には、

- ・ 高精度放射線治療センターのように整備後、運営に課題が生じているもの
- ・ 広島都市圏の救急医療コントロール機能を担う病院の整備については、救急患者の受入困難事案発生件数が計画どおり減少していないもの
- ・ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）については、HMネットに

参加する医療機関等の数が目標を大きく下回り、ネットワークの機能が十分発揮されていないもの

など、当初期待していたような成果が得られていないものがある。

実施した事業が、所期の目的を達成しているかどうか、計画終了後も継続して検証し、効果が発揮されるよう、事業の見直しや改善を図っていただきたい。

7 海洋プラスチックごみ対策について

海洋プラスチックごみについては、地球規模で環境汚染を引き起こし、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されており、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題として、ごみの適切な回収・処分や海で分解される新素材の開発などの対策が進められている。

こうした中、本県においても、昨年度実施された海岸漂着物実態調査により、海岸漂着物量は、年間を通して県西部の海岸で多く、その大部分をかき養殖用パイプや発泡スチロール製フロートが占めていることが判明し、早急に対策を講じなければ、これまで築いてきた「広島かき」のブランドイメージが棄損されるおそれがあるなど、県民生活や本県産業への悪影響などが懸念されている。

こうしたことから、かき養殖用パイプ等については、流出防止の徹底はもとより、海洋汚染の原因となるプラスチック資材を使用すること自体を見直すような対策に、全国に先駆けて取り組んでいただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等76件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は61件(80.3%)、「取り組んでいない」は2件(2.6%)となっている。

<確認結果>

(単位：件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	28年度	29年度	30年度	改善済み・見込み	改善に着手	検討に着手	取り組んでいない	その他
30年度 指摘・改善事項			60	(86.7%) 52	(10.0%) 6		(3.3%) 2	
29年度 指摘・改善事項		80	14	(57.1%) 8	(35.7%) 5	(7.1%) 1		
28年度 指摘・改善事項	77	7	2	(50.0%) 1	(50.0%) 1			
合計			76	(80.3%) 61	(15.8%) 12	(1.3%) 1	(2.6%) 2	

<改善が図られた主なもの>

- ・ 諸手当の認定等に係る組織的なチェック体制の強化等
- ・ 指定管理施設の経営状況の明確化，利用料金の減免額の補填ルールの改善

<改善が不十分であり，引き続き取組状況の報告を求めるもの>

- ・ 広島がん高精度放射線治療センターについて，機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画の策定，地域医療再生計画で示された設置目的を実現するための運営協議会における方針検討

(別紙2「監査結果に対する措置等の状況」参照 9ページ)

令和元年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）について

令和2年3月27日
監 査 委 員

1 定例監査の実施機関数

令和元年度監査実施計画に基づき県の機関 79 機関及び財政的援助団体 38 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果の概要

(1) 機関別監査結果

- 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 69 件、改善を求める事項 24 件、検討要請事項 20 件である。

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	51	24	36	14	16
	教育委員会	21	11	14	3	2
	警察本部	7	3	2	2	0
	小 計	79	38	52	19	18
財政的援助団体等	出資等団体	12	6	8	2	2
	補助金交付団体	6	1	1	0	0
	公の施設の指定管理者	20	4	8	3	0
	小 計	38	11	17	5	2
合 計		117	49	69	24	20

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、平成 30 年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	1(3)	3(5)	1(1)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	22(8)	6(0)	4(3)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	19(15)	5(0)	1(0)
	工事(工事や補償に係る事務など)	4(9)	1(0)	0(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	6(9)	4(3)	12(21)
小 計		52(44)	19(8)	18(25)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	1(0)	1(1)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	9(1)	0(0)	2(0)
	資産・負債関係に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	5(0)	2(0)	0(0)
	補助金等に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(1)	2(0)	0(0)
小 計		17(2)	5(1)	2(0)
合 計		69(46)	24(9)	20(25)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 財産について、台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの(総務局など4機関)
- 賃借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていたもの(農業技術大学校など2機関)
- 貸付物品について、契約書が存在不明であったもの(西部建設事務所)
- 委託契約において、締結した契約書が決裁を受けた案文と異なっており、公印押印時における施行文書の審査も十分に行われていなかったもの(西部建設事務所)
- レターパックについて、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかったもの(西部建設事務所)
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの(総務局など9機関)
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていなかったもの(広島港湾振興事務所など3機関)
- 常時の資金前渡について、支払の都度、現金出納簿を記載していなかったもの(広島病院)
- 手当の支出事務
 - ・支給対象者としての要件を欠いた職員に、扶養手当を支給していたもの(日彰館高等学校)
 - ・通勤届の確認について、駐車場に係る領収書等の写しを提出させていなかったもの(西条特別支援学校)

イ 改善を求める事項

- 委託業務を合理的な理由なく2件に分割し随意契約により発注していたため、競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努めるよう求めたもの。(地域政策局など2機関)
- 市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書において、文書の收受手続きが遅延していたもの(西部県税事務所)
- 委託契約において、受注業者から、請求額空欄の記名押印されている請求書を事前に預かり、当該業者から別途提出された請求書の内容を事前に預かった請求書に転記していたもの(東部厚生環境事務所・保健所)
- 払戻し手続により提出された未使用の回数通行券について、消印等の処理を行わず、保管庫に施錠せず保管していたため、適正な処理を求めたもの(土木建築局)
- 長期未納(滞納繰越分)の縮減に向けての一層の取組を求めたもの(広島東警察署など3機関)

ウ 検討要請事項

- 庁舎貸付時の電気代の経費算出方法について、経費算出方法の簡略化、事務の効率化の検討を要請したもの(総務局)
- 公益財団法人広島県男女共同参画財団について、男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくために、現在の事務所に入居し続ける必要性を、5年間の借受期間内に、費用対効果の観点から事業の検証を行い、財団の今後の在り方について検討を要請したもの(環境県民局)
- ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)について、利用促進に向けて課題を検証し、システムの抜本的な見直しを含め、有効な対策を検討するよう要請したもの(健康福祉局)
- 広島都市圏の救急医療コントロール機能を担う病院の施設整備や運営費に補助金が交付されているが、十分な成果が出ているとは言い難いため当該病院へ更なる救急患者の受入を要請するとともに、受入困難事案の解消に向けて課題を検証し、有効な対策を検討するよう要請したもの(健康福祉局)
- カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題について、流出防止対策の徹底だけではなく、根本的にプラスチック資材を使用すること自体を見直すような対策についても取組を進めるよう要請したもの(農林水産局など2機関)

(2) 財政的援助団体

- 会計方針の変更手続について、法人内部での決裁等、意思決定手続が取られていなかったもの(一般社団法人広島県畜産協会：指摘事項)
- 利用料金減免実績報告書に誤りがあったため、県から指定管理者に支払われる減免負担金が、減免実績額よりも、過大に支払われていたもの(一般財団法人中央森林公園協会：指摘事項)

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 28 年度から平成 30 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 30 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 28 年度及び平成 29 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 76 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 61 件で、改善率にして 80.3%（昨年度は 78.4%、一昨年度は 73.1%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			28 年度	29 年度	30 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
30 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関			52	45	6		1	
		出資法人等			3	3				
		小計			55	48	6		1	
	重点行政監査 (指定管理者制度)			5	4				1	
	計			60	(86.7%) 52	(10.0%) 6		(3.3%) 2		
29 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関		65	9	5	3	1		
		出資法人等		10	1		1			
		小計		75	10	5	4	1		
	重点行政監査 (団体等への監査・検査)		5	4	3	1				
	計		80	14	(57.1%) 8	(35.7%) 5	(7.1%) 1			
28 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	54	6	2	1	1			
		出資法人等	22	1	0					
		小計	76	7	2	1	1			
	テーマ監査 (補助金の適正な執行)	9	0	0						
	計	77	7	2	(50.0%) 1	(50.0%) 1				
合計					76	(80.3%) 61	(15.8%) 12	(1.3%) 1	(2.6%) 2	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、平成30年度監査分が87.3%、平成29年度監査分が93.2%、平成28年度監査分が98.5%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)	
				年度				
				29	30	31		
30	55	0	55	48		48	87.3%	
29	75	1	74	64	5	69	93.2%	
28	76	8	68	63	3	1	67	98.5%

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（平成30年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定額や確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行い、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（教育委員会事務局）

(2) 指定管理者制度について（平成30年度重点行政監査）

「指定管理者制度導入施設の管理運営状況」の施設の管理経費収支に関して、委託料と支出額が収支均衡となるように作成していたものを、経営状況の実態が把握できるよう作成方法が改められた。また、利用料金の減免額が県の予算上限額を超えたため、減免額の一部が補填されていないケースについては、減免額を補填するよう、改善が図られた。（総務局、土木建築局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

広島がん高精度放射線治療センターについて（平成30年度定例監査）

広島がん高精度放射線治療センターについて、現状を踏まえた上で、機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、県の負担を明確にするよう求めるとともに、地域医療再生計画で示された当センターの当初の設置目的が正しく実現されるよう、運営協議会において今後の方針を検討する必要がある。（健康福祉局）

〈確認基準〉

区 分		内 容	摘 要
A	改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
	改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実に見込まれるもの。	
B	改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
C	検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
D	取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。 (改善も検討もしていないもの)	
E	その他（妥当又はやむを得ない）	執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。	
F	その他（見解の相違）	監査委員と執行機関との考え、見解に相違があるもの。	その後の取組状況の報告を求めない
G	その他（その他）	その他（上記以外のもの）	